

青色防犯パトロール

青色防犯パトロールとは？

近年の犯罪の増加や治安に対する不安感の増大に伴い、地域住民の方、民間団体、行政機関による自主防犯パトロールが活発に行われています。

そのような状況の中、これまで緊急自動車等を除き、一般の自動車に回転灯を装備することは法令等で禁止されていましたが、平成16年12月1日より、警察から「青色回転灯を装備する自動車による自主防犯パトロールを適正に行うことができる旨の証明」を受けた団体については、防犯パトロールに利用する自動車に青色回転灯を装備することが認められました。この青色回転灯を装備した自動車を用いて、自主防犯パトロールすることを『青色（あおいろ）防犯パトロール』といいます。

青色防犯パトロールは、住民の方に安心感を与え、防犯意識の向上に寄与するとともに、犯罪企図者に対する犯罪抑止効果も高いと考えられています。

荒尾市青色防犯パトロール

平成20年4月1日より施行した「荒尾市生活安全条例」に伴い、安全意識の高揚を図るための啓発を目的として、荒尾市は青色回転灯を装着した公用車で自主防犯パトロールを実施しています。

